

子ども・子育て支援新制度等について

(第1～2回ひとり親家庭等自立支援部会での意見に関連する事項)

目 次

1	保育の必要性の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	保育所等への優先入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	地域子ども・子育て支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	放課後児童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	保育士の人材確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1. 保育の必要性の認定について

1 概要

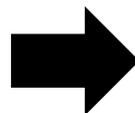
○子ども・子育て支援新制度では、保育所等への入所を希望する場合、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がある。

2 保育の必要性の認定を受けるための事由

現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。（保護者の疾病、障がい）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）



新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労を除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
※兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（※起業準備を含む）
- ⑦就学（※職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2. 保育所等への優先入所について

1 概要

○国の子ども・会議において、待機児童の発生状況、個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、「優先利用」を可能とすることとされた。

2 優先利用の対象

○優先利用の対象として考えられる事項について例示されたものは以下の①～⑨とおおり。

○それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用

【優先利用に該当する事項】

①ひとり親家庭等

②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）

③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

⑤子どもが障がい有する場合

⑥育児休業明け

例）・育児休業取得前に保育所等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合

・1歳時点まで育児休業を取得して復帰する場合

⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

⑨その他市町村が定める理由

※このほか、選考の際に、保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。

※併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

1 概要

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って13の事業を実施する。
- 市町村は、ニーズ調査により把握した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を市町村計画に記載する。

2 対象事業とその内容

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情（冠婚葬祭等）や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

〈参考① 利用者支援事業〉

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

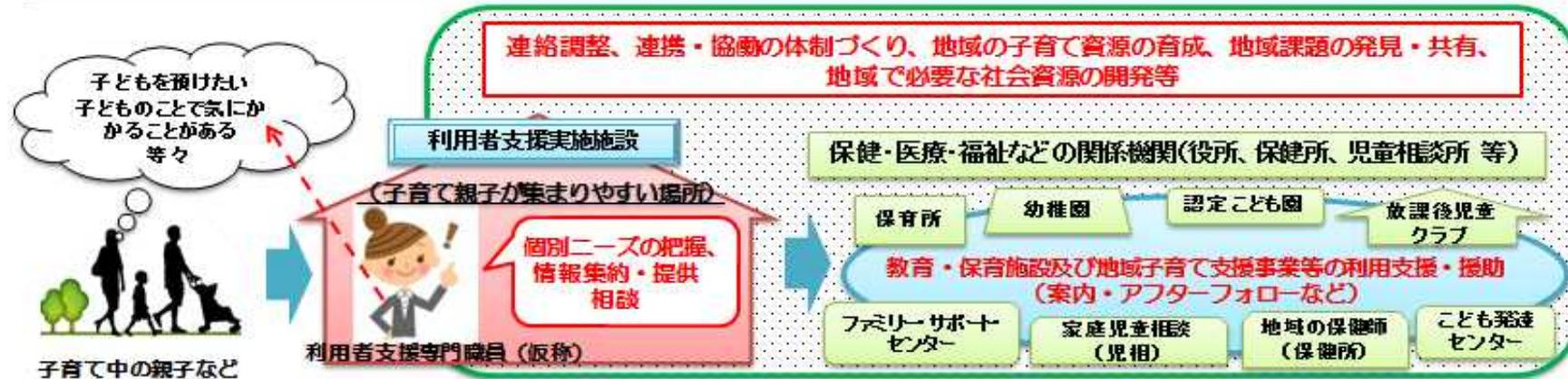
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



〈参考② 平成25年度における事業実施状況〉

〈参考（平成25年度における事業実施状況）〉

事業名		実施市 町村数*	箇所数*
①利用者支援事業【新規】		—	—
②地域子育て支援拠点事業		19	58
③妊婦健康診査		19	—
④乳児家庭全戸訪問事業		16	—
⑤養育支援訪問事業		9	—
⑥子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）	3	6
	夜間養護等（トワイライトステイ）	3	6
⑦ファミリー・サポート・センター事業		10	—
⑧一時預かり事業		16	219
⑨延長保育事業		15	187
⑩病児保育事業	病児保育事業	4	10
	病後児保育事業	9	12
	体調不良児対応型	2	3
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		15	198
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】		—	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】		—	—

* ③は妊婦健康診査の費用負担を行っている市町村数

* ③を除く実施市町村数、箇所数は「特別保育事業」、「子育て支援事業費補助金」、「しまねすくすく保育事業」の実施数

4. 放課後児童クラブについて

1 概要

○子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市町村が地域の実情に応じて実施することとなる。

2 対象年齢の拡大

○児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の対象となる児童が、概ね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童へ拡大される。

〈参考〉

- ・児童福祉法新旧対照表（※改正児童福祉法は最短で平成27年4月1日施行）

新	旧
<p>第6条の3 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学している児童</u>であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>	<p>第6条の3 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童</u>であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p>

5. 保育士の人材確保について

1 概要

○平成25年度より、国の基金（安心こども基金）を活用し、人材確保事業を実施

2 実施事業詳細

事業名	内 容
1 保育士修学資金貸付事業	<p>○貸付対象者：保育士養成校卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住居登録している者（県外養成校進学者を含む）又は、県内の養成校に就学している者（県外に住居登録している者を含む）</p> <p>○貸付期間：養成施設に在学する期間（2年間を限度とする。）</p> <p>○貸付金額：月額50千円</p> <p>○返還免除：卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、原則として県内の保育所等に5年間引き続き勤務したとき。</p>
2 新卒保育士確保支援事業	<p>保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取り組みを実施する。</p> <p>①県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田）</p> <p>②県外ガイダンスの実施（中国・関西地区）</p> <p>③離島及び県西部の保育所における人材確保の取組支援 （隠岐及び県西部の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成）</p>
3 保育士等処遇改善臨時特例事業	<p>保育士確保に資するため、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金を交付</p>
4 保育士・保育所支援センター開設等事業	<p>東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。</p> <p>※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置することによって、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援などの事業を実施。</p>